

# 狭山市森林整備計画

平成29年3月31日

計画期間

自 平成25年 4月 1日  
至 平成35年 3月31日

埼玉県  
狭山市

## **1 変更の理由**

森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）の施行により、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画制度において、鳥獣害を防止するための措置を実施するべき森林の区域の設定等が新たに措置されました。

このため、平成25年3月28日に樹立した狭山市森林整備計画について、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定に基づき変更しようとするものです。

なお、この変更の効力は平成29年4月1日から生じるものです。

## **2 変更年月日**

平成29年3月31日